

輪島市子育て応援商品券加盟店規約

(目的・趣旨)

第1条 輪島市子育て応援商品券(以下「商品券」という。)を発行するにあたり、当該商品券を利用できる加盟店に対する注意事項等を周知させるため、規約(以下「本規約」という。)を定める。

(加盟店の定義)

第2条 本規約において、加盟店とは、輪島市内にある事業所等のうち、商品券取扱加盟店登録を申請し、輪島市が承認した事業所等とする。

(商品券の種類)

第3条 商品券は全ての加盟店で取扱いができる共通券1種類とし、その額面は2000円とする。

(商品券の使用期間)

第4条 商品券を加盟店で使用できる期間は、商品券の交付日から6か月以内とする。

(商品券の取扱い)

第5条 商品券の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 加盟店は、本規約の定めるところに従い、輪島市との代金決済を行う。
- (2) 加盟店は、代金の支払いとして商品券を受領した場合には、直ちに未使用の商品券と区別するため、裏面の加盟店欄に自店名を記入する。
- (3) 加盟店は、商品券の利用を拒んではならない。ただし第6条で規定する場合には、この限りではない。
- (4) 加盟店は、商品券の利用者に対し、取引価格その他取引に付随するサービス等について、現金を用いて代金を支払う顧客より不利な取扱いを行ってはならない。
- (5) 加盟店は、商品券の取扱いに関して、善良な管理者の注意をもって、取扱店舗における偽造又は変造された商品券の使用、その他の不正行為(以下「不正行為」という。)の発券及び防止に努めなければならない。

(商品券の取扱いの禁止)

第6条 加盟店は次の各号のいずれかに該当する場合には、商品券を取り扱ってはならない。

(1) 以下に該当する商品・サービスの支払い

- ①有価証券、ビール券、図書券、その他の商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ②たばこ等、法律上使用の制限をされているもの

- ③出資や債務の支払い（税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金）
 - ④特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑤現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき。
 - (3) 商品券所持者が商品券を違法に取得したとき、又は違法に取得された商品券であることを知りながら取得したとき。
 - (4) 商品券の破損などにより管理番号の照合が出来ないとき、又は商品券の3分の1以上が滅失しているとき。
 - (5) 商品券の有効期限が過ぎたとき。

(換金)

第7条 商品券を換金できる期間は、令和2年10月1日から当面の間とする。

2 商品券の換金は、輪島市役所市民生活部市民課を窓口として加盟店に対してのみ行うものとし、換金における支払方法は、申請のあった日から30日以内に、あらかじめ加盟店が指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

3 換金申請において、以下の場合については換金を行わないものとする。

- (1) 第1項に規定する換金期間を過ぎているもの。
- (2) 使用済み商品券の裏面に、店名の記入又は押印がないもの。
- (3) 使用済み商品券の裏面に、申請者以外の店名が記入又は押印がされているもの。

(換金手数料)

第8条 商品券の換金に対する手数料の加盟店負担はないものとする。

(紛争の処理)

第9条 商品券の利用に関して、返品、瑕疵その他加盟店と商品券使用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、加盟店の責任で解決し、輪島市は一切責任を負わないものとする。

(附則)

この規約は、令和2年10月1日から施行する。